

## 第100号議案

新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

### 理由

中学校施設の柔道場、剣道場及び武道場における空調設備の稼働に伴い、受益者負担の原則に基づく施設使用料の適正化を図るため、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 1 号

新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

新宮町立学校施設使用料条例（平成 10 年新宮町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

施設名称		使用区分	使用料（1 時間当たり）			
			町内者		町外者	
			施設使用 料	光熱費	施設使用 料	光熱費
小学校施設	屋内運動場	全日（半面）	400 円	150 円		
		全日（全面）	800 円	150 円		
	屋外運動場	昼間（半面）	250 円			
		昼間（全面）	500 円			
		夜間（半面）	250 円	500 円	750 円	500 円
		夜間（全面）	500 円	1,000 円	1,500 円	1,000 円
	特別教室	昼間	100 円	100 円		
	屋内運動場	全日（半面）	400 円	150 円		
		全日（全面）	800 円	150 円		
中学校施設	屋外運動場	昼間（半面）	250 円			
		昼間（全面）	500 円			
		夜間（半面）	250 円	500 円	750 円	500 円
		夜間（全面）	500 円	1,000 円	1,500 円	1,000 円
	柔道場	全日	200 円	200 円		
	剣道場	全日	200 円	200 円		

武道場	全日	200円	200円	
特別教室	昼間	100円	100円	

## 備考

- 1 使用料の計算において、1時間未満の時間は、これを1時間とみなす。
- 2 夜間使用時間は、午後6時から午後10時までとする。
- 3 町内者とは、町内在住者、町内勤務者あるいは町内学校等通学者が半数以上の場合をいう。
- 4 特別教室は、普通教室以外の教室をいう。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以降の使用に係るものについて適用する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
施設名 称	使用区 分	使用料 (1時間当た り)				(1時間当たり・単位 円)			
		町内		町外		町内		町外	
		施 設 使 用 料	光 熱 費	施 設 使 用 料	光 熱 費	使 用 料	光 熱 費	使 用 料	光 熱 費
小 学 校 施 設	屋 内 運 動 場	全 日 (半面)	400 円	150 円					
		全 日 (全面)	800 円	150 円					
	屋 外 運 動 場	昼 間 (半面)	250 円						
		昼 間 (全面)	500 円						
		夜 間 (半面)	250 円	500 円	750 円	500 円			
		夜 間 (全面)	500 円	1,0 00 円	1,5 00 円	1,0 00 円			
	特 別 教 室	昼間	100 円	100 円					
中 学 校 施 設	屋 内 運 動 場	全 日 (半面)	400 円	150 円					
		全 日 (全面)	800 円	150 円					
	屋 外 運 動 場	昼 間 (半面)	250 円						
		昼 間 (全面)	500 円						
		夜 間 (半面)	250 円	500 円	750 円	500 円			
		夜 間 (全面)	500 円	1,0 00 円	1,5 00 円	1,0 00 円			

柔道場	全日	200 円	<u>200 円</u>		
剣道場	全日	200 円	<u>200 円</u>		
武道場	<u>全日</u>	<u>200 円</u>	<u>200 円</u>		
特別教室	昼間	100 円	100 円		

柔道場	全日	200 円	<u>50 円</u>		
剣道場	全日	200 円	<u>50 円</u>		
特別教室	昼間	100 円	100 円		

#### 備考

- 1 使用料の計算において、1時間未満の時間は、これを1時間とみなす。
- 2 夜間使用時間は、午後6時から午後10時までとする。
- 3 町内者とは、町内在住者、町内勤務者あるいは町内学校等通学者が半数以上の場合をいう。
- 4 特別教室は、普通教室以外の教室をいう。

#### 備考

- 1 使用料の計算において、1時間未満の時間は、これを1時間とみなす。
- 2 屋内運動場の照明は、昼間でも使用したものとみなす。
- 3 夜間使用時間は、午後6時から午後10時までとする。
- 4 町内者とは、町内在住者、町内勤務者あるいは町内学校等通学者が半数以上の場合をいう。
- 5 特別教室は、普通教室以外の教室をいう。